

は せ がわ よし ゆき 長 谷 川 宜 之

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 178 号
学位授与年月日	平成16年4月9日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程) 歴史科学専攻
学位論文題目	後期ローマ帝国アフリカにおける司教アウグスティヌス
論文審査委員	(主査) 教授 松本宣郎 教授 佐藤勝則 教授 小野善彦 教授 田中英道 助教授 有光秀行

論文内容の要旨

本論文の課題

本論文の課題は、キリスト教の影響が社会の様々な側面に現れてきた古代末期といわれる一つの時代においてキリスト教司教がどのような役割を果たしていたのか、その一定の見通しを得るための作業として、4世紀末から5世紀中頃の、カルタゴに次ぐアフリカ第二の都市ヒッポ・レギウスのカトリック司教アウレリウス・アウグスティヌス(司教在位紀元395-430年)に考察範囲を限定し、彼の時代における北アフリカを中心とした社会と司教のあり方を考察することである。

この目的のために、我々は、第1章でアウグスティヌスが行なっていた司教裁判(Episcopalis Audientia)、第2章で有力者へのとりなしに焦点を絞り考察を進める。すなわち、この第1章と第2章で、日常レベルでの司教アウグスティヌスと社会の関わりを制度的な側面と制度外の側面から明らかにしようと思う。そして、第3章では、視点を変え、国家と教会の関係を象徴的に浮き立たせるドナティスト論争期(400年頃から411年まで)の教会政治の側面を検討する。これはアウグスティヌスが司教として活躍していた時期の司教のあり方とアフリカの社会の特質をさらに明確にするためである。

序章 後期ローマ帝国におけるキリスト教司教と社会

序章では、先行研究を整理して、上述の課題を設定した理由を明らかにすることを目的とした。

ここで、後期ローマ帝国の通説的な理解を整理しておこう。

3世紀の危機を切り抜けたのち、ディオクレティアヌス帝とコンスタンティヌス帝によって再建され

たローマ帝国は、元首政期とは全く異なる国家的強制を基本原理とする専制官僚制国家へと変貌を遂げていた。そこに立ち現れたのは、それまでの都市国家を基盤とした帝国ではなく、絶対的な権力を持つ皇帝の下、社会や経済の隅々まで国家の統制と強制が行き渡る専制国家であった。

この帝国を支える都市参事会員は、身分を固定化され、未収税分の補填義務を負わされた他に、様々な負担義務を課せられたため、深刻な経済的打撃を受け、没落を余儀なくされた。そのために元首政期に花開いた都市文化は衰退していくこととなった。そして、これまで都市を支えてきた彼らと入れ替わるようにして、キリスト教司教が都市で力を持つようになり、最終的に司教が都市を支配するに至った、と説明されてきたのである。

しかし、このような伝統的なローマ帝国像の見直しの契機になったのが、1964年に発表されたA・H・M・ジョーンズの研究であった。ジョーンズは、それまでの後期ローマ帝国像が法史料を根拠にしたものにすぎないとし、そうして作り上げられた像は実態と異なっている可能性を指摘したのである。

ジョーンズに触発される形で1970年代以降、後期ローマ帝国あるいは古代末期という時代の再検討が活況を呈するようになり、様々な通説批判が現れてくる。

こうした後期ローマ帝国史の見直し作業のなかでも、1979年に発表されたC・ルペレの研究は、古代末期の都市衰退説を実証的に批判したことで重要である。碑文史料・教父史料・法典史料を幅広く分析したルペレは、ローマの都市文化を象徴する公共建築活動はアフリカでは4世紀を通じて行なわれたことを明らかにし、そしてまた、その活動を支える都市参事会員の貧困化と参事会逃亡についても深刻ではなかった、と述べる。さらに、ルペレは、アフリカの都市組織においては異教の影響力が強く残存しキリスト教の浸透は表層的だったとも主張したのである。

それまで有力であった都市衰退説を説得的に覆したのち、ルペレは司教アウグスティヌスと都市の関係について、当時司教に認められていた司法権限である司教裁判に着目しながら、アウグスティヌスと世俗権力者の関係についても考察している。

ルペレは、アフリカ社会におけるキリスト教の浸透は表層的なものであったこと、そして、一つの都市にドナティストとカトリックの教会が併存するという特殊アフリカ的な事情においては、司教に譲渡されていたこの司法権限を行使しても、アウグスティヌスは世俗権力者と対峙することなどでできず、世俗社会との関係ではマージナルな存在に留まっていた、と結論づけたのである。

たしかに、ルペレは後期ローマ帝国アフリカの行政組織の基盤であった都市参事会員の経済的・政治的活力の存続を正しく評価したのだが、彼の視角は教会が社会において人々を結集させる要因となり都市の役割に取って代わったかどうか、という二項対立的な視角にとどまっていると言わざるを得ない。

しかし、こうした視角を越えて、都市において司教がどのような役割を果たしていたのか、我々には新しい視角で考察する必要があると思われる。

その批判として、1992年P・ブラウンが主張する、司教は世俗権力者と協調しながら、慈善行為を通じ民衆の保護者として都市の安寧の一端に寄与していた、という見解は非常に示唆に富んでいる。そこで我々はブラウンの見解を詳しく追うことにした。

ブラウンは、司教はこれまで都市参事会員らから無視され続けてきた貧者を積極的に世話することで自らの権威をうち立てた、と指摘する。この行為は、キリスト教徒の間では司教権威の確立にとって目覚ましい要因となり、そして司教に付き従う貧者は司教権力の独自の性格を象徴することになった。食事や衣類などの施しや慈善活動、司教裁判を通じて、司教は4世紀末までには都市の主要なパトロンの一となり、民衆の指導者と目されるようになっていた。つまり、司教は都市行政の管轄を侵害していたと言うよりはむしろその空隙を埋める役割を果たしていた、とブラウンは言うのである。

このような司教像について述べるブラウンは、ルベレのように、教会が都市に代わる存在となったのか否かという視角を前提にして都市における司教の役割を考察することは不可能である、と示唆しているように思われる。

しかし、かかる古代末期という時代における全体的な司教像をブラウンが提示する一方で、近年の研究動向では、教会制度の統一性を前提としながらも、地域ごとの司教あるいは教会制度の多様性に関心が寄せられるようになってきている。キリスト教の浸透、教会組織・司教制度の発展などは、各地方独自の地域的ダイナミクスの影響を受け、ローマ帝国内で大いに異なっていたことが強調されるのである。

こうした研究動向を踏まえると、古代末期の司教を個別に研究せざるをえないであろう。そこで、我々は古代末期の司教のケーススタディとして、ローマ帝国北アフリカに生きた司教アウグスティヌスを取り上げたのである。

これまでのアウグスティヌス研究は、彼の思想と後世への影響という思想面の議論が多かった。しかしながら、近年キリスト教史の研究からも、R・マークスのように、アウグスティヌスを中世ヨーロッパ世界との連続ないしは関連の中ではなく、実際に生きていた環境の中で理解すべきであるとする主張がなされるようになってきていること、また、1980年代に相次いでアウグスティヌスの新史料が発見・公刊され、先行研究に対して新たな知見を加えられるようになったことも、アウグスティヌスを彼が活躍した社会の中で捉え直そうとする動機となりうるであろう。

以上の理由から、本論文はアウグスティヌスを古代末期のアフリカの社会の中に位置づけ直そうとするものである。

第1章 アウグスティヌスの司教裁判 (Episcopalis Audientia) とアフリカ社会

この章では、司教の重要な職務の一つである司教裁判をとりあげた。アウグスティヌスがどのように司教裁判に関わっていたのか、彼の書簡や説教からその実例を抽出・分析し、彼の司教裁判が当該期のアフリカにおいてどのような意味を持っていたのか考えた。

アウグスティヌスの許には、社会的地位や信教に関係なく多くの者たちが訴訟を申し立てにやってきた。その紛争は、金銭トラブル、家畜や土地の所有権争いから法的身分の問題など、様々であった。

従来、司教裁判は、ローマ帝国の訴訟制度の疲弊、役人の不正・腐敗といった、国家権力の崩壊、国家行政組織の衰微との関連で論じられることが多かった。しかし、かかる説明は、当時の社会から切り離れた、制度上の議論であって、アウグスティヌスの司教裁判が行なわれていた社会への視点が欠けていると言わざるを得ない。

そこで、我々はアウグスティヌスが司教として活躍していた頃のアフリカの社会を視野に入れて、司教裁判の考察を進めることにした。

まず、我々はアウグスティヌスが司教裁判で裁定するときの基準を特定しようとした。アウグスティヌスは宗教的な見地から裁定を下していなかったことが明らかにされた。彼はローマ法の規則に照らしながら、紛争の解決にあたっていたのである。

また、弱者が横暴な有力者から不当な扱いを受けたときなどには、弱者の側に立って（ここでもアウグスティヌスはローマ法の枠組みを越えることはなかったが）、紛争解決を目指すこともあった。こうした姿勢を示す動機には、弱者保護を旨とするキリスト教の倫理の影響が見られることも明らかになった。司教としての務めである人道的な目的を達成するためには、アウグスティヌスにとってローマ法の知識は不可欠であったのである。

アウグスティヌスとは、キリスト教の倫理を動機としつつも、可能なかぎりローマ法の枠組みを越え

ることはせずに、紛争当事者の利害を調整し和解できるような解決策を模索する司教であることが明らかにされた。

ここで明らかにされた現実のアウグスティヌスの姿、すなわち、キリスト教の倫理を動機としながらもローマ法を用いて相手を説得しようとする姿勢は、我々が対象とする時代、帝政後期あるいは古代末期に固有のもので、当該期における司教の歴史的意義を考える上で重要であろうと思われる。

では、なぜアウグスティヌスはローマ法の規則を提示しながら弱者の立場を尊重する裁定を試みたのだろうか。我々は、当時の社会的背景を視野に入れて、その理由を特定しようと努め、5世紀初頭の 아프리카に固有の社会問題を突き止めた。

5世紀になってもアフリカではなおも、さほど社会階層の高くない者たちが土地を獲得し、そこから安定した収入を得ようとしていた。そうした状況に、西ゴート族がローマ市を襲撃した410年以降イタリアに住む元老院議員たちが比較的安全なアフリカに避難してくると、これまでにないくらいに土地や労働力をめぐる競争が激しくなった。

しかしながら、かかる状況でありながら、ヒッポには有力者から抑圧を受けた民衆の保護を任務とするデフェンソル（defensor）職が設置されておらず、弱い立場に置かれた民衆の権利は保護されなかった。こうしたヒッポ固有の問題から、アウグスティヌスは司教裁判でローマ法の適切な運用をより一層期待され、その裁判の役割が一段と強く求められるようになっていったと推測された。

イタリアの元老院議員が大挙してアフリカに避難してきて、専横な所領主として権勢を振るうようになった410年以降、アウグスティヌスの司教裁判は世俗の裁判との区別がますます曖昧になっていったと思われる。こうした状況の中で、アウグスティヌスは、日々、様々な紛争を解決し、秩序回復あるいは維持に貢献していたのであった。

第2章 アウグスティヌスによる世俗権力者への嘆願

第2章では、アウグスティヌスの世俗権力者への働きかけを具体的に検討した。第1章で司教裁判に関する史料の考察を進めるうちに、訴訟を申し立てている間、訴訟当事者たちは訴訟を有利に進めるために様々な伝手を頼っていることが示唆されたからである。当時の司教も一般にこうしたとりなしを求められる一人であり、アウグスティヌスの許にも、そうした文書が山のように送られていた。

これまでの研究では、その成果にのみ関心が寄せられきたのだけれども、我々はアウグスティヌスの許にとりなしの依頼が寄せられていた事実を重視し、アフリカの社会における司教の役割をさらに明確しようと努めた。

アウグスティヌスが世俗権力者に行なった嘆願の内容を見てみると、刑罰の軽減・助命、公正な訴訟、小作料の軽減・減免など多岐にわたっていること、アウグスティヌスにとりなしを求めた人々は帝国官僚の書記（notarius）のような高い地位の者から小作人まで大きな幅があったことが明らかにされた。

また、アウグスティヌスは、かつて論争が繰り返されたようなデフェンソル（defensor）という帝国の官職保有者の立場で介入したのではなかったことも確認された。アウグスティヌスは司教という教会人の立場で行き過ぎた世俗権力者に勧告したのである。とりなす際アウグスティヌスは、キリスト教徒の指導者として人間的な措置を求め、神より預かる信徒の安全を第一としていた。

しかしながら、神への義務を動機としつつも、アウグスティヌスが嘆願を行なうときはローマ法を用いて嘆願の正当性を示し、ここでもローマ帝国の法的枠組みを越えることはなかった。この時代、結果はどうであれ自らの利益を守るためにはローマ法を提示する必要があったのである。さらには、アウグスティヌスは有力者とのコネを用いることを厭わなかったし、それを不正だとする意識もなかったこと

が明らかにされた。こうしたローマの慣習をアウグスティヌスは至極当然と考え疑問を抱くことさえしなかったのである。

とりなしの成否は、その時々、政治的情勢、アウグスティヌスと有力者との関係に左右された。たとえば、相手が敬虔なキリスト教徒であっても彼の嘆願が聞き入れられるとは限らなかった。官僚が常に司教に協力的であったわけでもなかったのである。かつてアウグスティヌスに協力的だった官僚も、彼の利益にならない場合アウグスティヌスと敵対する場合もあったことが史料から明らかになった。アウグスティヌスの願いが官僚や有力者に聞き入れられるかどうかは、彼らとの、変わりやすい、予測不可能な協調関係によって決まったのである。

司教がこのようなとりなしをするようになったことは、当時の都市参事会員をはじめとする有力者が求められていた高級官僚らへの仲介者の役割を彼らとともに果たすようになったことを意味した。アウグスティヌスは、自分の権威や交渉術などあらゆる手段を講じて、とりなす相手の説得を試みていたし、また失敗することもありえたのである。

以上の考察結果から、我々は、アウグスティヌスとは、ドーソンが考えていたような神聖政治的な権力などは持ってはおらず、ルペレが考えていたような極めてマージナルな存在だったとも言えない、微妙なバランスの中に位置する司教であった、と結論づけた。

第3章 ドナティスト論争期のカトリック教会—ローマ帝国と教会の関係を理解する手がかりとして—

第3章では、視点を変え、皇帝とアウグスティヌスあるいはアフリカ・カトリック教会の関係を考えた。

従来の研究では、アウグスティヌスの代表的著作『神の国』の記述から、彼はローマ帝国と対峙できる教会人として描かれることもあったが、実際はどうだったのだろうか。それがこの章の大きな課題であった。

これまで、400年から411年までのドナティスト論争についてはキリスト教史や神学の分野で研究が活発に行われてきた。その主要な原因の一つはこの論争が中世の秘蹟論争に大きな影響を与えたことが挙げられる。

しかしながら、かつてI・マルーが指摘したとおり、こうしたキリスト教徒間の論争には「キリスト教社会の両極構造」と呼びうるものが内在していたのも、また事実であった。すなわち、その構造とは、司教たちが議論を深め教会会議で解決をはかろうとたゆまぬ努力をする教義論争の側面と、皇帝が論争に介入し、もしくはある勢力が皇帝の支持を取りつけることで、自らの立場を有利にしようとする教会政治的な側面を併せ持つ構造である。言うなれば、ローマ帝国と教会とが、理念上の問題として議論されただけでなく、現実レベルでも密接に関わっていたのである。

そこで、我々は、これまでのドナティスト論争では見落とされがちであった教会政治の側面に光を当ててみることにした。

我々はこの国家と教会の実際の関係が明確な形で現れてくる400年から411年までのドナティスト論争期に焦点を絞り、アフリカにおいてどのようにカトリック司教が社会の表舞台に現れてきたのかを解明するために、教会政治的な側面を考察したのである。

400年頃からアウグスティヌスをはじめとするアフリカのカトリック司教たちはドナティストへの攻撃を始める。それはローマ帝国の宗教政策が強圧的になっていることとほぼ符合する出来事である。398年ギルドの反乱を平定したホノリウス帝はアフリカで自らの支配権を再構築することを急務とした。熱心なカトリック信徒でもあったホノリウス帝は、異教徒と、ギルドを支援していたドナティストの弾圧を明確にすることで、皇帝の権威を強固にしようとしたからである。

アフリカでは当時少数派であったと思われるカトリック勢力が、ホノリウス帝がカトリック擁護の姿勢を明確にしたのを機に、キリスト教諸宗派のうちでもカトリックのみが正統であることを示すべく、多数派のドナティストを公然と批判し始めたのであった。言うなれば、ドナティスト論争とは、急速に実力を持ち始めたカトリック司教たちによるドナティスト教会への自己主張であった。

我々は、アウグスティヌスの書簡を分析して、キリスト教徒が自らの正統性を主張するためには、宮廷での教会政治がいかに重要であったのかを明らかにしようと試みた。

405年カリトック統一令が出される背景に、アフリカのカトリック司教が海を越えラヴェンナの宮廷に頻繁に出入りしていたことを指摘した。ここからアフリカのカトリック教会と宮廷の結びつきが強かったことが窺える。しかし408年ラヴェンナの宮廷で政変が起こると、アフリカでも前政権支持者の粛正が始まり、それと同時に帝国官僚によるカトリック推進の姿勢が不安視されるようになった。実際、追放されていたドナティスト司教たちが続々帰還し、カトリック聖職者や信徒への暴行事件が起こった。そこで、アウグスティヌスは新たな宮廷の実力者に急遽書簡を送り、前政権の政策を継続するようお願いした。アウグスティヌスはカトリック教会と信徒の安全を確保すべく、宮廷の新たな実力者を頼ったのである。

しかしながら、こうした皇帝権力との妥協あるいは結合は、カトリック教会だけではなかった。ドナティスト司教たちも積極的に皇帝権力にすがり、自分たちの教会を守ろうとしていたのである。ドナティストへの迫害が激しさを増す中でさえ、彼らは海を越えラヴェンナの宮廷へ出かけ、イタリア民政長官の接見を求めている。

このことは、これまでの研究では反ローマを標榜しローマ帝国の支配から離脱してゆこうとしたとされたドナティストも帝国権力を利用して自分たちの主導権を保とうとする存在だったことを示す事例だと考えられる。通説的なドナティスト像は修正されるべきである。

以上の考察結果は、『神の国』の中でアウグスティヌスはローマ的文明とローマ的秩序に対する「死」の宣告を語っている」とする弓削氏の通説的な理解への批判となるにちがいない。すなわち、たとえアウグスティヌスがそのように思索していたとしても、現実レヴェルではカトリック教会はそうした実力など持ち合わせていなかったことが明らかにされたと言ってよいだろう。むしろ現実には、カトリック司教・教会、そして、少なくとも一部のドナティスト司教は、皇帝権力や権威を否定するどころか疑問すら抱くことなくそれを認め、ローマ皇帝を頂点としたローマ帝国の支配構造の中であって、互いに覇を競い合っていたのである。

以上のとおり、5世紀アフリカ社会と司教アウグスティヌスの社会的な役割については一定の視座が得られたように思われる。

本論文で明らかにされたアウグスティヌスの像は、かつて論じられたような、ドナティズム論争を通じて皇帝権力との結びつきを深め、年次的に自分の司教権力を上昇させ、強固なものにしていったという見解とは大きく異なっている。アウグスティヌスは、たしかにドナティスト論争を通じて皇帝権力と結びつきを強めたけれども、それによって司教の影響力を生涯を通じて強めていくことには決してならなかった。

アウグスティヌスは、後期ローマ帝国になって大幅に数を増やした帝国官吏、いまだ活力を維持する名望家たる都市参事会員らと、あるときは共存し、またあるときは対立しながら、司教裁判を行なうことでローマ帝国の司法行政の一端を担うと同時に、弱者のためにとりなしてやり都市行政の一端を制度的にも担っていた。

そして、彼は、激しい社会的な流動性をもつアフリカの社会の中で、ローマ法や当時の慣習を用いて

相手を説得したり自らの権威や人脈などできる限りの手段を講じたりしながら晩年まで生き抜く司教でもあった。かかる司教アウグスティヌスの姿は、この時代特有の、現実の司教の姿を表していると考えられるのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、紀元4～5世紀、ローマ帝国が衰退し、古代地中海都市を中心としてきた古代世界が変質し転換する時代に、キリスト教は力を増し、社会に浸透していったとする通説的見解に対し、北アフリカの司教で名高い教父アウグスティヌスのなした具体的な働きを、新発見の史料を用いて解明し、古代末期において、社会と政治に深く関わる、新たな司教像を提示することによって、通説への一定の修正を提起するものである。

序章において論者は、ローマ帝国が巨大になりすぎた領域の維持に苦しみ、周辺民族の侵入などの負担から次第に都市への圧迫の度を強め、また皇帝権力の争奪も激化して混乱を来したが、これを克服した軍人皇帝ディオクレティアヌス以後専制的強制国家へと移行し、かくして市民を基盤としていた古代世界は衰え、変質してゆくとする通説を紹介した上で、これに対する近年の鋭い批判を検討する。中でもC.Lepelleyは当該世紀の北アフリカにおいて都市は決して衰えておらず、キリスト教の浸透の度合いも司教の指導力も小さく、伝統宗教も根強かったと主張する。他方P.Brownは古代末期の心性と社会の変動を結びつけて深い洞察を行ったが、キリスト教の浸透を強調し、とりわけ司教はそれまでの古代世界にはなかった、弱者貧者を守る強力なパトロンとして行政の空隙を埋め、帝国と対峙する存在となった、と主張した。論者はLepelleyがキリスト教か世俗権力か、という二項対立の枠を越えていないと批判し、基本的にBrownを受け入れながらこれを修正する立場を以下で展開することを明らかにする。そして1980年代に発見されたアウグスティヌスの説教と書簡が彼の社会的政治的活動を知らせる格好の史料であり、これを利用して、北アフリカ社会を舞台として司教アウグスティヌスの働きを探り、キリスト教が古代末期世界においていかなる社会的、政治的な役割を果たしたかを解明すると述べる。

第1章では、318年に皇帝によって定められた司教裁判を採り上げる。制度としての司教裁判は着々と整っていったわけではないが、キリスト教徒以外の市民間の紛争の仲裁などに、迅速で、安価な（世俗の場合のように賄賂を要しない）裁判の場として利用されるようになった、とした上で論者は、アウグスティヌスが金銭上の争いや奴隷身分からの解放などの訴えを裁く仕事に忙殺された状況を新史料から見出してゆく。その際論者はアウグスティヌスが、キリスト教的倫理に基づくにしても、ローマ法をもよくわきまえ、また法律家にも尋ねて、訴えを完全に世俗のローマ法の範疇の内で裁いていることを指摘する。司教が必ずしもキリスト教会の教義や人的関係でのみ争いに対応したわけではなかったことを明らかにした点は本論文の貢献の一つである。また本章で論者は北アフリカの5世紀初頭の社会上の変化をも明らかにする。それは410年西ゴート人のローマ略奪でイタリアから貴族階層がアフリカに避難してきたことによるという。彼らが土地獲得に乗り出し、それがきっかけで下層農民が圧迫を受けるようになった。しかしアフリカには帝国のギリシア、アジアなどのように市民の権利を守るdefensorの職が設置されておらず、彼らの多くが教会に庇護を求めた。司教アウグスティヌスは、教徒たちの牧者としても、そして世俗的な窮境から彼らを守るためにもその働きを期待された、と論者は指摘する。この点で論者はBrownの立場を受け入れて、司教が古代末期に出現した、これまでにない、つまり宗教的・霊的のみならず社会的な、下層市民のパトロンとなったことを強調し、アウグスティヌスがそのような

司教の類型の象徴であった、と論定する。

第2章では、司教アウグスティヌスが行った、もう一つの社会的支援と言える、苦境にある者、弱者からの訴えを権力者に嘆願する、取りなしの行為を採り上げる。論者は本章でも新発見のアウグスティヌス書簡を綿密に検討し、具体的な取りなし行為20件を挙げる。ここでもdefensorのいないアフリカ都市ヒッポでは司教への期待が高く、アウグスティヌスは、地主の圧迫で逃げ込んできた総小作人や、反乱事件で死刑を宣告された友人マルケリヌスなどのために、地方総督や、首都ラヴェンナの高官、そして皇帝にまで嘆願書を送るのである。ここでの論点は以下の点で研究史上有意義である。まずアウグスティヌスが行った嘆願を、司教による有力者への説得という概念で捉えていること。このことは、近年の世界の古典学、古代史学で、レトリックが都市の知的有力者や帝国エリートたちを対象に、彼らを修辭論者の意向に沿うよう説得したという観点で研究が行われている学界状況を踏まえて、ひとりアウグスティヌスだけでなくキリスト教司教・教父の著述にもかかる研究手法を応用したことを意味している。次に、先のマルケリヌスの例が示すようにアウグスティヌスの取りなしは失敗することが往々にしてあった、との指摘である。そのことで論者は、司教のパトロン的位置は、彼の説得能力や訴えた人々の状況、取りなしの対象者たる有力者個々の対応などの偶然的条件によって強くも、また弱くもなるものであった、として司教が古代末期において伸長させてきた指導的役割は、混乱によってもたらされる政治的社会的空隙を埋めて、必ずしも着々と確立していったわけではないと結論づける。この点で論者はBrownなどの見解への修正を提起することとなり、史料的裏付けもあって、きわめて説得的である。

第3章では、アウグスティヌスが展開した教会政治の側面を解明する。本章ではローマ帝国がキリスト教徒皇帝の下で迎える政治状況と、異端ドナティズムとカトリックであるアウグスティヌスの関係が焦点となる。論者はまず、4世紀初めのキリスト教徒大迫害時に端を発する、純粹信仰を主張し、殉教志向的なドナティズムが、4世紀末の北アフリカにおいて広い地域で、上層市民間にも浸透しており、従来の研究では、主として最下層の労働者（キルクムケリオネス）の反社会的・反富裕者の熱狂行動と結びつく とされたが、そうではなかったことを、アウグスティヌス自身の史料から明らかにする。特にアウグスティヌスは、劣勢に立つカトリックのためにこそ激しいドナティズム批判を展開したのだと主張する。他方、ローマ帝国皇帝たちは時にドナティズムに弾圧を加え、時に（背教者ユリアヌスのように）寛容策をとることもあった。そして実はこの、皇帝のキリスト教対策のためにアウグスティヌスは何度も、他の司教と共に皇帝に書簡を送って有利な方向に導こうと努力したのである。さらに論者は、Tilleyの新しい研究を受けて、ドナティストたちもまた、ラヴェンナの宮廷に積極的に働きかけ、カトリックと競い合うように教会政治を展開したことを明らかにする。皇帝ホノリウスの下、反乱に荷担したと疑われたドナティズムへの弾圧が厳しくなり、アウグスティヌスに有利な状況となって411年のカルタゴ公会議でドナティズムは異端と決議されるが、社会的上層にも信者をもつドナティズムはなお宮廷への働きかけを続けて優位をとりもどすなど、複雑な展開を示したことを論者は指摘しつつ、古代末期のキリスト教がおかれた政治的社会的状況における司教アウグスティヌスの姿を描き出す。

第2章の結論もそうであるが、論者はここで、なおキリスト教、特にカトリックが優位を占めることの出来ないのが古代末期のこの時代であることを強調し、アウグスティヌスはそのような時代に、司教としての権威を振りかざすことは出来ず、しかしキリスト教教義に忠実に、しかし世俗の権力と政治、社会的関係（有力者とのコネなど）にも配慮して苦闘する、という側面を強く持った、と論定するのである。

第4章むすび、において論者は、北アフリカという地域と、アウグスティヌスという一人の司教に限定された本論文で得られた結論は、この時代のローマ帝国の全体趨勢とすることは出来ないし、むしろ

帝国内の地域的偏差が、なかんずくキリスト教の占めた社会的位置については大きかったであろうことを指摘すると共に、本研究の知見が、中世ヨーロッパ・キリスト教世界と古代末期キリストの安易な連続性を困難とすること、転換する時代の司教像のとらえ方について、決して強力とは言い難くとも、教会を代表し、社会と妥協しつつも自己主張してゆく指導者、という見方を今後発展させる必要があること、などを展望している。

以上、論者は、『神の国』の著者で、偉大な教父・神学者と認識されてきたアウグスティヌスが、社会的弱者のために裁判し、有力者に取りなし、教会を守るために皇帝との間に政治交渉をも展開する側面をもっていたことを余すところなく明らかにした。新たに発見され、欧米でもまだ十分に使いこなされていないアウグスティヌスの書簡等を綿密に分析したこと、そして古代末期というヨーロッパ史上重要な転換期を理解するための問題提起という論者のスタンスの提示もまた、斯学の発展に資するところ小さくない。

よって本論文の提出者は博士（文学）の学位を得るに十分な資格を有するものと認定される。